

平成20年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成20年5月8日（木）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1号から日程第2号まで

（追加議事日程1）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙

日程第6 常任委員の選任

日程第7 議会運営委員の選任

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

日程第9 承認第1号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第10 承認第2号 農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第11 承認第3号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第19号）についての専決処分について

日程第12 承認第4号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第20号）についての専決処分について

日程第13 承認第5号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第14 承認第6号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第24号）についての専決処分について

日程第15 承認第7号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第25号）についての専決処分について

日程第16 議案第40号 瑞穂市監査委員の選任について

日程第17 議案第41号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第42号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改

正する条例について

日程第19 議案第43号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について

(追加議事日程2)

日程第1 議会運営委員会の継続調査の件

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	山田 隆義	10番	広瀬 捨男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕
13番	小寺 徹	14番	若井 千尋
15番	小川 勝範	16番	堀 武
17番	星川 睦枝	18番	藤橋 礼治
19番	若園 五朗	20番	広瀬 時男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田 正利
教育長	横山 博信	企画部長	奥田 尚道
総務部長	新田 年一	市民部長	松井 勝一
福祉部長	石川 秀夫	巢南庁舎 管理部長	福野 正
都市整備部長	松尾 治幸	調整監	水野 幸雄
環境水道部長	河合 信	会計管理者	広瀬 幸四郎
教育次長	林 鉄雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見 秀意	書記	清水 千尋
書記	棚瀬 敦夫		

開会 午前9時11分

開会及び開議の宣告

議会事務局長（鷲見秀意君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の鷲見でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の広瀬捨男議員を御紹介いたします。

広瀬議員、議長席の方へお願いいたします。

〔10番 広瀬捨男君議長席に着席〕

臨時議長（広瀬捨男君） 皆さん、改めましておはようございます。

まずは皆さん、4月13日告示、4月20日の選挙において見事当選され、まことにおめでとうございます。住民の代弁者として御活躍を御祈念申し上げます。

先ほど紹介をいただきました広瀬捨男でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成20年第2回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（広瀬捨男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（広瀬捨男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時14分

再開 午前9時32分

臨時議長（広瀬捨男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙に当たり、発言を求められる方は、挙手願います。

〔挙手する者あり〕

臨時議長（広瀬捨男君） 小川勝範君。

15番（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。議席番号15番 小川勝範でございます。

議長選挙につきまして、立候補させていただく意思を表明させていただきますので、よろし

くお願いいたします。

臨時議長（広瀬捨男君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

臨時議長（広瀬捨男君） 小寺徹議員。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番 日本共産党の小寺徹です。

議長選挙に当たって、一言私の抱負を述べさせていただきます。

瑞穂市議会は、さきの議会で非常に議会改革が進んで、民主化が進んでおります。この方向をぜひ継続していきたいというのがまず第1点でございます。

それから二つ目は、議会は言論の府でございますので、皆さんが大いに発言され、活発に議論されて、その結果が集約されて、よりよい市政の方向へ向かっていく、そういう運営をしていくということが大切だと思いますので、議長になりましたらそのような運営をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

臨時議長（広瀬捨男君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

臨時議長（広瀬捨男君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

私は、やはり議会と執行部というものは基本的に二代表制である、対等平等である、このことを大前提に踏まえていきたいと思っております。やはり議会が執行部の事後承認機関であるようなことではいけませんので、それがまず大前提の一つですね。それを踏まえて、私もこの議会の中で、過去に議会改革に全力を挙げてまいりました。これからまた行われるでありましょうけれども、一問一答制の導入、こういうことも具体的に進めて、皆さんと一緒にまいりました。これはやはり、議会というのは言論の府であります。住民の声を、しかも多様な声を十分議会に反映させる。そして、一生懸命議論した結果をみんなで実行していく、こういう議会制民主主義のサイクルを確立していく過程そのものが私たちにとっては非常に大事な問題であるだろうというふうに思っております。ですから、具体的には、これから住民と向かい合うときに、議会独自の住民懇談会を行って、住民要求を議会が独自に吸い上げていく、こういうふうなことも具体的にやっていかなきゃいけないと思っております。ただ、今までの全国の議会がこうだというようなことだけに踏みとどまるのではなくて、それを一歩出て、やはり瑞穂市議会独自にそういうことを具体的に積み上げていく、こういうことが大事だと思います。

それから、私をもっと問題として思っておりますのは、議員の質の向上です。それは、とりもなおさず議会の質の向上ということになります。どういうことかと申し上げますと、やはり議員のチェック能力がどうなっているか。そして、政策形成能力、これからの21世紀の瑞穂市をつくるために、議員みずからがまちづくりの政策を立案していく、それをどこでどのように

やっていくのかというふうなことも含めた問題意識というものが非常にこれから大事になってくるかと思うんですね。

いろいろ具体的にはありますけれども、そういうことを私がやっていけばいいなというふうに思っておりますので、一言訴えにかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

臨時議長（広瀬捨男君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

臨時議長（広瀬捨男君） なしと認めます。

以上で発言を終わります。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（広瀬捨男君） ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に清水治君と土屋隆義君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（広瀬捨男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

臨時議長（広瀬捨男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（広瀬捨男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席1番議員から順次に投票願います。

〔投票〕

臨時議長（広瀬捨男君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

臨時議長（広瀬捨男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（広瀬捨男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小川勝範君13票、西岡一成君5票、小寺徹君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、小川勝範君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（広瀬捨男君） ただいま議長に当選された小川勝範君が議長におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

小川勝範君は、登壇し、ごあいさつを願います。

新議長（小川勝範君） 議席番号15番でございます。

ただいま議長選挙におきまして、議員各位の皆さん方に御選任をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

私は、平成7年、巢南町の議員として立候補させていただきました以降、各議長さん方からいろいろ学んで今この時代に来ております。そして、市に合併以来、吉本議長、土屋議長、藤橋議長の皆さん方のいろんな勉強もさせていただきました。そして、今後、瑞穂市の議長として瑞穂市民5万有余の市民のために、議員各位、皆さん方とともに瑞穂市議会の発展のために、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方の御指導、御協力、よろしくお願いをいたします。本日はありがとうございました。

臨時議長（広瀬捨男君） これで、私の職務は全部終了いたしました。御協力、まことにありがとうございました。

小川勝範議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 広瀬捨男君降壇〕

〔議長 小川勝範君議長席に着席〕

議長（小川勝範君） これより、私が議長の任務を務めさせていただきます。今後、皆さん方の御協力よろしくお願いをいたします。

先ほど、年長の広瀬捨男臨時議長さん、大変御苦労さんでございました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時52分

再開 午前10時07分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議席の指定

議長（小川勝範君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定をいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号3番 熊谷祐子君、4番 西岡一成君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第4 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第4、諸般の報告を行います。

前議長から事務の引き継ぎを受けましたので、議会事務局 鷲見より報告をさせます。議会事務局長（鷲見秀意君） 議長にかわりまして4件報告いたします。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成20年2月分と3月分が実施され、3月分の水道事業会計については、現金、預金等の出納保管状況はおおむね関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないが、出納検査調書の資金予算表の作成時において単純な転記ミスがたびたび見受けられる。このようなことがないように十分チェックするよう留意すべきである。今後は、水道事業予算執行システムから手で転記するのではなく、同システムと同表がリンクされた一体的なシステムを構築するよう早急に改善すべきであるとの報告でした。

その他については、現金、預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、4月25日に議会事務局を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されてい

る。なお、旅費の鉄道賃の支給において要した運賃を支給するとあるが、その費用はどのように把握しているのか不明確であった。他の部署においても同様と見受けられるので、検討願いたいとの報告でした。

3件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。

3月28日に同組合の平成20年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は2件で、平成20年度当初予算1件、条例の一部改正議案1件です。

平成20年度の当初予算案は、総額を1億1,744万2,000円とする内容で、平成19年度当初予算と比較すると2,364万8,000円、率にして25.2%の増となります。主なものは、職員退職手当基金への積立金1,201万8,000円の増額と、常勤医師に係る報酬等1,101万1,000円の増額です。当市の分担分は、人口割が129万9,000円で、前年度比9.3%の増。また、瑞穂市の児童2人がこの施設を利用されていることから、利用者割が200万7,000円ほど見込まれるとのことです。これらの2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

4件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月24日に東海市議会議長会の定期総会が岐阜市で開催され、藤橋前議長、小川前副議長、事務局代理として清水課長補佐の3人が出席しました。総会では、表彰、会務報告などを行った後、12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認されました。また、来年の会長都市は豊橋市に決定しました。

以上、報告した4件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） これで諸般の報告を終わります。

日程第5 副議長の選挙

議長（小川勝範君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

副議長選挙に当たりまして、発言を求められる方は挙手をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬時男君。

20番（広瀬時男君） 小川議長をしっかりとサポートしていくのは私しかないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番 熊谷祐子です。

私は、副議長に立候補の意思を表明したいと思います。

どのような考えをもって副議長に立候補したいかと申しますと、まず前置きとして申し上げたいことは、1年前、瑞穂市は、市長選挙におきまして、市民は変革の道を選びました。1年後の4月20日、第2回の瑞穂市議会議員選挙が行われましたが、1年前に市民が示した変革と比べますと、瑞穂市議会は、私にとりましては、変革を求める色合い、声はいまだしの感があると考えます。つきましては、次の3点で、私は副議長として立候補の表明をいたします。

一つ目は、開かれた議会であること。議員の顔がよく見える。私たちは議員として、さきの選挙で住民の代表としてさまざまな立場を代表してここにまいりました。どのような議論が交わされるか、市民の方々によく議会が見えるように、開かれた議会を目指したいと思います。

二つ目に、議会の議、議員の議は、議のために言い合うということです。これは議論の議です。さきの顔合わせのときの全協において、スピーディーな議会運営を求めるという声もございましたが、いたずらにスピーディーな議会運営を求めると、議会、議員、議論の議がおろそかになってしまいます。私は許される範囲でできる限り議論を活発にした議会にしたいと思っております。

以上は、今までほかの議長選挙、副議長選挙のときにもほかの立候補の方も述べられましたが、三つ目に私が特に申し上げたいことは、女性としてより決定権を持つ位置に自分が行く必要があるのではないかとということです。これは、市民の皆様と、殊のほかいろいろな話し合いをしたここ何ヵ月かの間に、女性の地位向上のために頑張ってもらいたいということを私の予想外に多く聞きました。私も4年前に議会に入りまして、非常にこのことは、今までの私の人生の中で感じなかったほど感じました。男性諸氏の圧倒的多数の議会の中で、女性としてより決定権を持つ地位につきたいと考えております。

以上、述べさせていただきました理由で副議長候補者として立ちたいと思います。どうぞ御理解をお願いいたします。以上です。

議長（小川勝範君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 土田裕君。

12番（土田 裕君） 議席番号12番 土田裕です。

副議長選挙に立候補いたしました。新人でございますが、このような席に、諸先輩の前で、大変初めてのことですが、何とぞよろしくをお願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） なしと認めます。

以上で発言を終わります。

副議長選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

議長（小川勝範君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号5番 庄田昭人君、6番 森治久君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（小川勝範君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（小川勝範君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（小川勝範君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（小川勝範君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、有効投票数20票、無効投票数ゼロ。

有効投票数のうち、広瀬時男君14票、熊谷祐子君4票、土田裕君2票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、広瀬時男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口をあけます。

〔議場開鎖〕

議長（小川勝範君） ただいま副議長に当選されました広瀬時男君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

広瀬時男君は、登壇してごあいさつを願います。

新副議長（広瀬時男君） ただいま選任されました広瀬時男でございます。

私は、今後、瑞穂市発展のために、議会議員融和のために、そして議長をしっかりサポートしていくために頑張ってやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第6 常任委員の選任

議長（小川勝範君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。常任委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会に、西岡一成君、堀武君、土屋隆義君、広瀬武雄君、藤橋礼治君。

産業建設常任委員会に、土田裕君、山田隆義君、棚橋敏明君、小川勝範、若園五朗君。

厚生常任委員会に、清水治君、庄田昭人君、広瀬時男君、松野藤四郎君、熊谷祐子君。

文教常任委員会に、広瀬捨男君、小寺徹君、森治久君、若井千尋君、星川睦枝君、以上のとおり指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおりに選任することに決定いたしました。

これより各常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思っております。

各常任委員会の部屋の内容等については事務局長が説明いたします。

議会事務局長（鷲見秀意君） それでは、総務常任委員会は議員会議室、産業建設常任委員会は議会図書室、厚生常任委員会は第2議員会議室、文教常任委員会は正副議長室をお使い願います。

議長（小川勝範君） なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時46分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定されましたので、事務局長から報告いたします。

議会事務局長（鷲見秀意君） 総務常任委員会委員長 藤橋礼治君、副委員長 堀武君。

産業建設常任委員会委員長 若園五朗君、副委員長 棚橋敏明君。

厚生常任委員会委員長 松野藤四郎君、副委員長 熊谷祐子君。

文教常任委員会委員長 星川睦枝君、副委員長 小寺徹君。

以上のとおりでございます。

議長（小川勝範君） 今、事務局長が報告したとおりでございます。

日程第7 議会運営委員の選任

議長（小川勝範君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時24分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、藤橋礼治君、星川睦枝君、小寺徹君、松野藤四郎君、西岡一成君の5名を指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおりに選任することを決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行いますので、議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時37分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員長に藤橋礼治君、副委員長に西岡一成君が決定しましたので、御報告します。

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

議長（小川勝範君） 日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時53分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員に、土田裕君、山田隆義君、松野藤四郎君、庄田昭人君、広瀬武雄君、星川睦枝君、藤橋礼治君の以上7名を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 承認第1号から日程第19 議案第43号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第9、承認第1号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから、日程第19、議案第43号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長から提案内容について説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成20年第2回瑞穂市議会臨時会を招集させていただきましたところ、全員の御出席をいただき、開会をいただき、まことにありがとうございます。まずもって、議員の皆さん方におかれましては、瑞穂市誕生以来5年を経過しております。そんな中におきまして、第2回の市議会選挙におきまして、あの厳しい選挙戦を見事に勝ち抜かれまして、立派に御当選されましたことを心よりお祝いを申し上げる次第でございます。5月1日より向こう4年間にわたりまして、瑞穂市議会の発展はもとより、瑞穂市政の発展のため、ひいては住民福祉の向上と地域社会の均衡した発展のため、議員各位の御指導と御尽力をよろしくお願い申し上げます。

本臨時会におきまして、先刻、議長に小川勝範議員、副議長に広瀬時男議員が就任をされました。心からお祝いを申し上げますとともに、瑞穂市議会のリーダーとして、またまとめ役として御活躍いただきますよう御祈念を申し上げます。また、それぞれの常任委員の御選任もいただきました。あわせてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、本臨時会に提案させていただく議案は、専決処分の承認7件、人事案件1件、条例改正3件の11件でございます。

承認第1号から承認第7号に至る議案でございますが、さきの3月議会においても御審議賜りました折にお話をさせていただいておりましたのもありますが、法律が改正されたことに伴い、関連する市条例につき専決処分をしたものであります。この専決処分につきましては、7件のうち3件については、地方税法等の一部を改正する法律案が可決され、公布、施行されたことによる市の関連条例を改正する専決処分でございますが、御承知のように、道路財源となるガソリン税などの暫定税率を復活する租税特別措置法改正案と一緒の税制改正関連法案であったため、国会審議が紛糾し、成立がおくれたことにより、4月30日の専決処分となっております。

それでは、個別の議案について提案説明をさせていただきます。

承認第1号でございます。中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分につきましては、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部が改正され、この施行日が平成20年4月1日であるため、市条例の関係部分を改正し、3月31日に専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

承認第2号でございます。農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分については、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部が改正され、この施行日が平成20年4月1日であるため、市条例の関係部分を改正し、3月31日に専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

承認第3号でございます。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第19号）についての専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）中、地方税法の改正に係る市条例の特定同一世帯の軽減措置等について改正を行うため、3月28日に専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

承認第4号でございます。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第20号）についての専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）中、地方税法の改正に係る市条例の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について改正を行うため、3月28日に専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第5号でございます。瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布に伴いまして、平成20年4月1日から適用となる住民税及び固定資産税の市条例の関係部分を改正し、4月30日に専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第6号でございます。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第24号）についての専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布によりまして、平成20年4月1日から適用となるため、市条例の施行期日について改正を行うため、4月30日に専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第7号でございます。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第25号）についての専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布によりまして、平成20年4月1日から適用となるため、さきの承認第4号の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の施行期日、適用について改正を行うため、4月30日に専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第40号でございます。議案第40号瑞穂市監査委員の選任につきましては、任期満了に伴いまして現在欠員となっております、議員のうちから選任する監査委員として、小寺徹議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いをしたいと思います。

議案第41号でございます。議案第41号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成20年政令第68号）が施行されたことに伴いまして、市条例の改正を行うものでございます。

議案第42号でございます。議案第42号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、今後新たな団員の任用に当たって、永年勤続して退職した非常勤消防団員の労苦に報いるため支給されるものという退職報償金の趣旨を踏まえつつ、退職金活動消防団員退職報償金支給責任共済契約の対象者を合理的なものとするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第43号でございます。議案第43号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、近年の非常勤消防団員の活動形態（任用期間、従事すべき消防事務の範囲等）の多様化を踏まえまして、地域の実情に応じ、消防団員退職報償金支給責任共済契約の対象者を合理的なものとし、もって同責任共済制度の運用の一層の適正化を図るため、市条例の改正を行うものであります。

以上、今回提案させていただきますすべての案件でございます。どうか十分な御審議をいただきまして、適正な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時09分

再開 午後 3 時07分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております承認第 1 号から議案第43号を、会議規則第37条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第 1 号から議案第43号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより承認第 1 号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 本案につきまして、その法文の詳細については、率直に申し上げましてあまりわかっておりません。ですが、ここで具体的に改正案の定義が出されておりますので、係る部分について質問をさせていただきたいと思っております。

基本的には平成20年 3 月31日の部分を平成22年 3 月31日ということで、この不均一課税を 2 年延長をしていくと。そこでちょっとお聞きをしますけれども、そもそもこの中部圏都市開発

区域の指定というふうにありますけれども、これはどのような区域を指定されているのか。瑞穂市が入っているのは間違いないと思うんですけれども、それをちょっとちなみにお教えいただきたいと思います。

先ほど、全協の中でも関連しますけれども、不均一課税の具体的内容がどうなっているのか、そのことについて明らかにしていただきたいと思います。

簡単でありますけれども、以上2点、お聞きをいたします。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） まず中部圏の都市開発区域とは何ぞやということですが、旧穂積町、旧巢南町の市街化区域のエリアにおきまして、国の方で定めたものでございます。

あと1点の不均一課税の内容につきましてでございますが、中部圏のこの都市整備区域のエリアにおきまして、工業設備を新設、あるいは増設をしたりして、製造の事業の用に供する設備を設けた場合、それについての固定資産税の所得価格の合計が、従来9億円であったものが10億円と、年月日については今の22年までというふうで延びたものでございます。

また、これらの設備といいますが、会社といいたし、それらが構成されることで増加して、雇用者が50人を超えるということが条件の一つになっております。それらによってなされておきまして、先ほど全協の席でも申し上げましたとおり、3年間不均一課税ということで、まず1年目が、瑞穂市は標準税率をとってありまして100分の1.4でございますね、それが1年目は100分の0.7まで抑えます。2年目になりますと100分の1.05、3年目になりますと100分の1.225まで不均一で課税してもよろしいという制度でございます。ちょっと都市整備区域の部分、ぼやっとしております。我々の方も、なかなかそういう大きなのが発生してございませぬもんで、大変概略だけのぼやっとした御説明になろうかと思いますが、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 西岡さん、いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は、反対の立場で討論を行います。

まず、基本的にこの税制は、やはり10億円を超え、それから、かつ50人を新たにふやして雇うと、こういう企業というのは大企業だと思っただけです。もちろん、基本的にこの瑞穂市で具

体的事例があるかどうかということとはまた別に、この基本的なそういう法律、そしてその具体的な条例というものがある以上は、やはり基本的に反対をしていく。本当に生活保護の問題についても、国の指導を含めてなかなか実現をしない、支給をしてもらえない。国保も大変高い、さらには後期高齢者の医療制度の問題で安い年金から天引きをされる。つまり、そっちの方はどんどんどんどん締めつけられるんだけれども、そのほかのベンチャー企業の問題も、その後の議案にありましたけれども、そういうところにはどんどんどんどんやっていくということとは、基本的に弱者の立場というものに光が当たらないような施策の動きだというふうに思うんですね。ですから、基本的なスタンスとしてそういうことには反対だというふうな意味において、本案につきましても反対をしておきたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について採決をいたします。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 確認ができませんので、再度採決をいたします。

ちょっと採決の要綱について、事務局、説明してください。

議会事務局長（鷲見秀意君） 今3名ほど、反対、賛成、押しておられない方がございました。もう一回議長の方から承認を求めますので、必ず反対、賛成のところを押していただいて、起立、そのまま着席願うか、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 今事務局が説明しましたように、反対の方も反対ボタンを押して座ってくださいね。今座って、ボタンを押していない方がここに残っておりますので、必ず反対なら反対のボタンを押して座ってください。賛成の方は賛成のボタンを押して起立をしていただきたい。

では、再度採決をいたします。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第1号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分については承認されました。

これより承認第2号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 本議案につきましても固定資産税に係る議案でございます。これは、まづもって、この法律の名前そのものを見ていただければ明らかです。農村地域工業等導入促進法と、農業地域にどんどん工業を導入していく。ということはどういうことかということ、日本の農業がどんどんどんどん工業に変わってしまう。日本の食糧自給率40%台という中で、まさに日本にとって、この農業というのは本当に最大の戦略的な安全保障なんですね。軍隊なんかで日本を守るどうのこうのという前に、まず農業で日本を守る。主食の米とかそのほかの大豆にしる、その他のものを含めて、自分の国の国民が自分で賄えんような国が、果たして将来ずっと繁栄するかどうかということが基本にあると思うんです。ですから、今はやはり日本の農業を守ることが大前提。にもかかわらず、こういう格好で1年、そういう特例を延長する。さらには、そういう設備だとか、敷地である土地について、全部免除で結構ですと、こういうようなことは、やっぱり私は本当に日本の農業をますます発展させる立場からすればとんでもないことだと。この中の法律の条文の細かいことは知りませんが、ちょっとこの第2条の改正を見ただけでもそういうふうに思わざるを得ないということで、私は反対の立場で討論をさせていただきました。以上であります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について、採決をいたします。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 確認ができませんので、再度採決をいたします。

では、承認第2号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第2号については承認されました。

これより承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第19号）についての専決処分について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番 日本共産党の小寺徹です。

承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第19号）についての専決処分について、反対の討論を行います。

この条例改正は、国民健康保険税の最高限度額を変更する議案でございます。現行は、医療給付分の最高限度は56万でございますが、改正案によりますと、医療給付分が47万円、後期高齢者支援分が12万円、合わせて59万円になり、3万円の最高限度額が上がると、そういう内容となっております。

私は、議会のたび、また今回の選挙においても、国民健康保険税の値下げをするということを公約してまいりました。瑞穂市は、県下で第3番目に高い保険税であると。加入者1人当たり1万円の値下げをとということで公約を掲げてきました。その公約を実現する上でも、この条例改正案は認めるわけにいかないという立場で反対の討論をいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第19号）についての専決処分について採決をいたします。

承認第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数で承認されました。

これより承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第20号）についての専決処分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第20号）についての専決処分について採決をします。

承認第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で承認されました。

これより承認第5号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について採決をいたします。

承認第5号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で承認されました。

これより承認第6号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第24号）についての専決処分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第24号）についての専決処分について採決をします。

承認第6号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で承認されました。

これより承認第7号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第25号）についての専決処分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年瑞穂市条例第25号）についての専決処分についてを採決いたします。

承認第7号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で承認されました。

これより議案第40号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、小寺徹君の退場を求めます。

〔13番 小寺徹君退場〕

議長（小川勝範君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号瑞穂市監査委員の選任についてを採決します。

瑞穂市監査委員に小寺徹君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で同意することに決定をいたしました。

小寺徹君の入場を許します。

〔13番 小寺徹君入場〕

議長（小川勝範君） これより議案第41号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採

決いたします。

議案第41号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で可決されました。

これより議案第42号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第42号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で可決されました。

これより議案第43号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第43号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員で可決されました。

ただいま議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出書が提出されました。

お諮りいたします。この件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、審議することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件に緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、審議することに決定いたしました。

追加日程第1 議会運営委員会の継続調査の件

議長（小川勝範君） 追加日程1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） 会議を閉じます。

平成20年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

閉会 午後3時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年5月8日

瑞穂市議会 臨時議長 広瀬 捨 男

議 長 小 川 勝 範

議 員 熊 谷 祐 子

議 員 西 岡 一 成